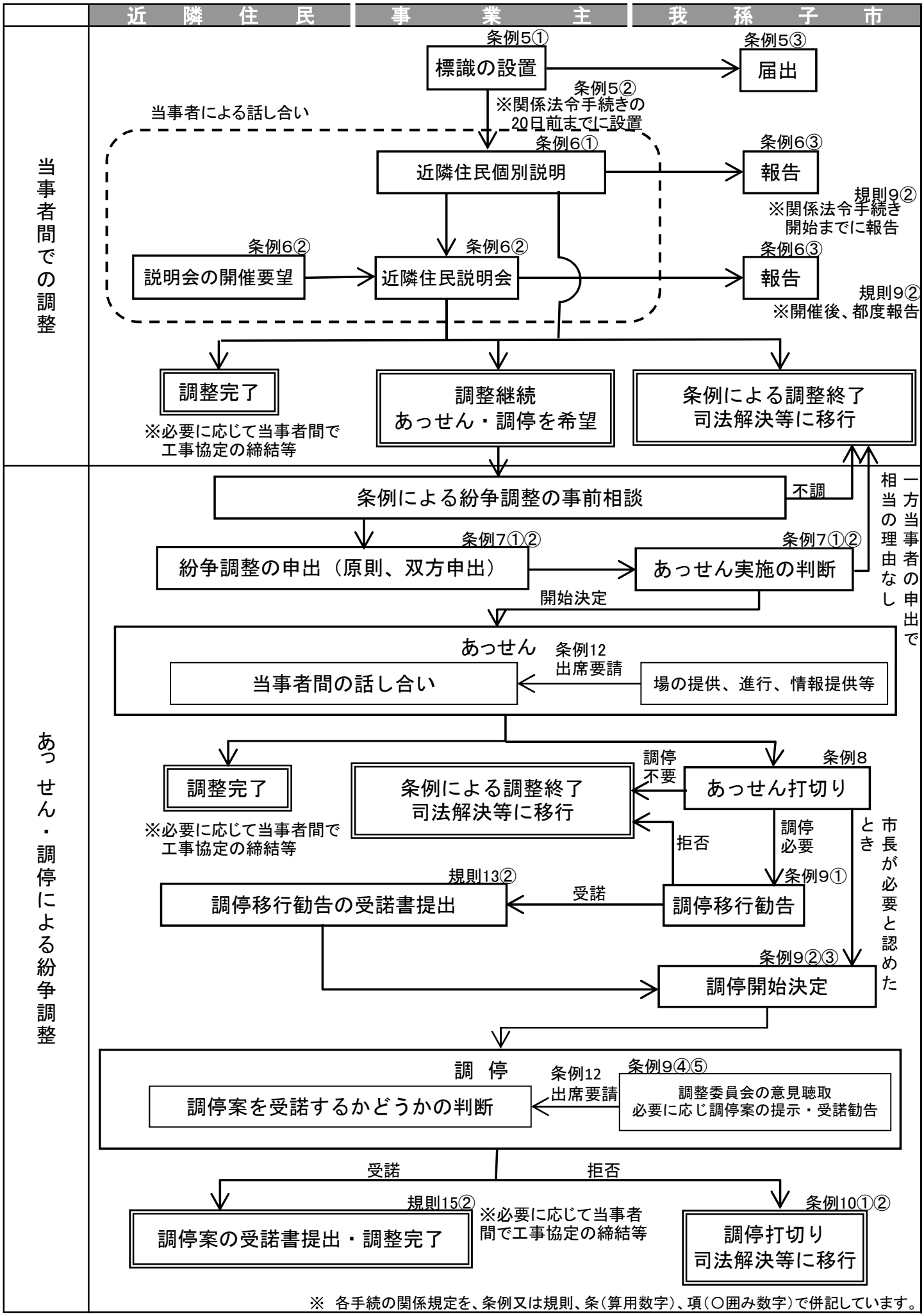
近隣住民
事業主
我孫子市
当事者間での調整
条例5①
標識の設置
条例5③
届出
条例5②
※関係法令手続きの20日前までに設置
当事者による話し合い
条例6①
近隣住民個別説明
条例6③
報告
規則9②
※関係法令手続き開始までに報告
条例6②
説明会の開催要望
条例6②
近隣住民説明会
条例6③
報告
規則9②
※開催後、都度報告
調整完了
※必要に応じて当事者間で工事協定の締結等
調整継続
あっせん・調停を希望
条例による調整終了
司法解決等に移行
あっせん・調停による紛争調整
条例による紛争調整の事前相談
不調
一方当事者の申出で相当の理由なし
条例7①②
紛争調整の申出（原則、双方申出）
条例7①②
あっせん実施の判断
開始決定
あっせん
条例12
出席要請
当事者間の話し合い
場の提供、進行、情報提供等
調整完了
※必要に応じて当事者間で工事協定の締結等
条例による調整終了
司法解決等に移行
調停不要
条例8
あっせん打切り
拒否
調停必要
条例9①
市長が必要と認めたとき
規則13②
調停移行勧告の受諾書提出
受諾
調停移行勧告
条例9②③
調停開始決定
調停
条例12
出席要請
条例9④⑤
調停案を受諾するかどうかの判断
調整委員会の意見聴取
必要に応じ調停案の提示・受諾勧告
受諾
拒否
規則15②
調停案の受諾書提出・調整完了
※必要に応じて当事者間で工事協定の締結等
条例10①②
調停打切り
司法解決等に移行
※ 各手続の関係規定を、条例又は規則、条（算用数字）、項（○囲み数字）で併記しています。